

さくら通信2月号

2014年2月 No.110

発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

看護協会

正式には公益社団法人徳島県看護協会という。会員は看護師・助産師・保健師であり、総勢4352人の大組織である。私は24年4月から監事を務めさせていただいている。唯一の男性役員である。役員の大半は、徳大病院等の県内の病院の総婦長クラスである。「看護の心」が共通語であるこの協会からは学ぶことが多い。限度はあるが、自分なりに精一杯任期を全うしたいと思っている。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は平成26年3月17日(月)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成26年3月31日(月)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成26年4月22日(火)、消費税及び地方消費税の振替日は平成26年4月24日(木)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※平成25年分の所得税から適用される主な改正事項

復興特別所得税の創設	所得税と復興特別所得税を合わせて申告することになります。復興特別所得税は所得税額に対する付加税で、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得額の2.1%を所得税と併せて申告・納付します。
特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却・特別控除の創設	一定の要件の個人で青色申告書を提出する者が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の30相当額の特別償却とその取得価額の100分の7相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。
給与所得控除の見直し	その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。
退職所得課税の見直し	特定役員退職手当等(一定の役員で勤続年数が5年以下の者に限る)に係る退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされています。(残額の2分の1とする措置が廃止されました。)
国外財産調書制度の創設	居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その保有状況を記載して、その翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - ・ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・ 給与を1か所から受けている、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - ・ 給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く)
 - ・ 災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方など
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - ・ 公的年金等の収入金額が400万円以上である方
 - ・ 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上である方※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きは必要な場合があります。
- (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収された所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている方
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがある方
- (3) マイホームに特定の改修工事をした方
- (4) 認定長期優良住宅に当たるマイホームの取得などをした方
- (5) 多額の医療費を支出した方
- (6) 特定の寄附をした方
- (7) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から控除した方

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております

(坂田)

「トライアル雇用奨励金」が 2014年3月1日より拡大されます



トライアル雇用奨励金とは・・・？

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間の試行雇用（トライアル雇用）で雇入れ、一定の要件を満たした場合に、事業主は対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3ヶ月間）の奨励金を受けることができる制度です。

トライアル雇用の対象者は・・・？

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、職業相談などを通じて、公共職業安定所長がトライアル雇用が必要であると認めた人が対象となります。

- ① これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人
- ② 離転職を繰り返している人（注1）
- ③ 直近で1年を超えて失業している人（注2）
- ④ その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人（注3）

（注1）過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態にある人であって、今後は長期的に安定した職業を希望する人。

（注2）直近で1年を超えて就業していない場合に対象となります。

※パート・アルバイトなど正社員以外の就業形態も含みます。

（注3）母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、日雇労働者、住居喪失不不定就労者、ホームレス、その他トライアル雇用の活用が必要と認められる者。

★雇い入れる対象労働者の追加（2014年3月1日より）

妊娠、出産または育児を理由として離職したものであって、紹介日前において安定した職業についていない期間が1年を超えている者

★紹介を行う事業者の拡大（2014年3月1日より）

これまでには公共職業安定所（ハローワーク）を通じた紹介のみが対象でしたが、新たに職業紹介事業者も対象になりました。

※紹介事業者には条件があります。

※奨励金の支給には、上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

（吉田）

2月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事（労働基準監督署）
28日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
じん肺健康診断実施状況報告（労働基準監督署）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届



医療係

○●○ 入会金、会費の取り扱い ○●○

開院する際には医師会・歯科医師会へ入会金や会費を支払わなければなりませんが、税務上どのような取り扱いになるのでしょうか？

（1）入会金

開業前に支出した事業のための費用は、事業開始後に生ずる医業収入から必要経費として控除すべきものと考えられます。入会金についても「繰延資産」として開業後5年間にわたって均等に償却することとされています。

（2）会費

同業者団体が会員のために行う広報活動、研修指導、その他通常の業務運営などのための経常費用の分担金として支出する会費、すなわち通常会費は、支出した年分の必要経費に算入できます。医師会の会費もこれに該当すると考えられます。

ただし、会費でも「同窓会会費」「政治連盟会費」など、必要経費として認められない会費もあります（さくら通信平成23年7月号参照）のでご注意ください。

（後藤）

リスマネ委員会

○●○ 一時払終身保険の活用 ○●○

平成25年度税制改正法案の成立によって、平成27年1月1日以降に発生する相続においては、相続税の基礎控除額が減少することや、税率構造が変更されることが決定しています。これにより、相続税を支払う人が増えるだけでなく、相続税額が増えることとなります。そこで、「一時払終身保険」を活用した相続対策を紹介します。

① 生命保険には相続税の非課税枠がある。

受け取った死亡保険金は法定相続人数×500万円を限度に非課税となる。

② 死亡保険金は受取人固有の財産になる。

死亡保険金は、受取人に指定された方の固有の財産となり、原則、遺産分割協議の対象からも外れます。

③ 賢蓄性が高い。

3～4年で解約返戻金が元金回復し（年齢や性別により異なります）、その後も経過年数に応じて増加します。

（後藤）

会計制度

○●○ 計算書類の注記表について⑪ ○●○

会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は「リースにより使用する固定資産に関する注記」についての最終回、注記例のご紹介です。

会社計算規則第108条(抜粋)

リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る)に関する事項とする。この場合において、次に掲げる事項を含めることを妨げない。

- 一 当該事業年度の末日における取得原価相当額
- 二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- 三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

(注記例)

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械装置	器具備品	その他	合計
取得価額相当額	***	***	***	***
減価償却累計額相当額	***	***	***	***
期末残高相当額	***	***	***	***

- ② 未経過リース料期末残高相当額

	1年内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	***	***	***

- ③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	***
減価償却費相当額	***
支払利息相当額	***

- ④ 減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法

(例) 減価償却の方法…リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

支払利息相当額…期間定額法、利息法によっている旨。

(中小法人(資本金1億円以下の法人)には記載義務がありません)

(渡邊)

建設係

○●○ 一人親方の確定申告 ○●○



新たに独立開業、若しくはすでに独立したけれど申告がきちんと出来ているのか心配な「一人親方」。周りにそのような「一人親方」はいらっしゃいませんか?

間もなく、所得税確定申告の時期が到来します。

確定申告は、大まかに言うと 1年分の売上から材料などの原価や人件費 その他仕事に関連した経費を差し引いた利益を元に税金を計算していきます。

○売上については、請負元に渡した請求書を計算します。(未収入分も加算します)

*請求書の無い売上も忘れないように!

○経費については、請求された材料費や仕事に関連した経費を計算します。

*請求書やレシート関連をきちんと保管しておくのが大切です。

*売上と同じように、請求されているが未払分も経費として計算してください。

上記は「入門の入門」的な内容です。実際の申告書の記入などは割と煩雑で複雑な内容となります。建設業には「建設組合」の相談窓口がありますが、周りの「一人親方」に当社へご相談頂けるようアドバイスお願いします。

(天羽)

2月の税務

- | | |
|---|--|
| 1. 25年分所得税の確定申告(2月17日から3月17日まで) | 7. 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…2月28日 |
| 2. 25年分贈与税の申告(2月3日から3月17日まで) | 8. 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…2月28日 |
| 3. 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日 | 9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間
申告<消費税・地方消費税>
申告期限…2月28日 |
| 4. 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日 | 10. 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除<法人の1月ごと
の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…2月28日 |
| 5. 25年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民
税> 申告期限…2月28日 | ※ 税理士記念日…2月23日 |
| 6. 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消
費税・地方消費税>
申告期限…2月28日 | |

資産税係

○●○ 9号買換え特例が廃止される予定です！！ ○●○

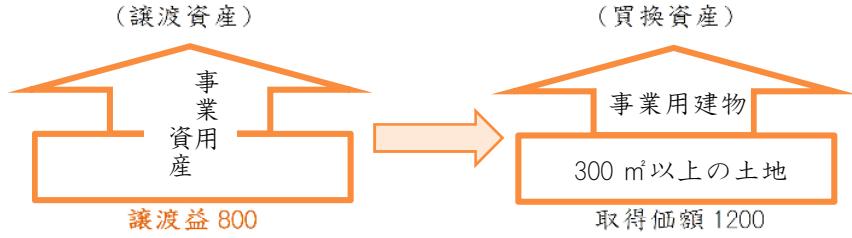
年末に平成26年度税制改正大綱が発表されましたが、買換特例の中で最も使い勝手の良かった9号買換え特例が平成26年12月31日の期限をもって廃止される可能性が高くなりました。

※9号買換えの概要

個人又は法人が長期（その年の1月1日で10年超）保有の事業用の土地等建物等を譲渡し、新たに、国内にある土地、建物、機械装置等（土地の場合は、300m²以上で事業用の建物の敷地に制限）に買換えた場合に、譲渡所得の課税の繰延べ（80%）ができるという制度です。

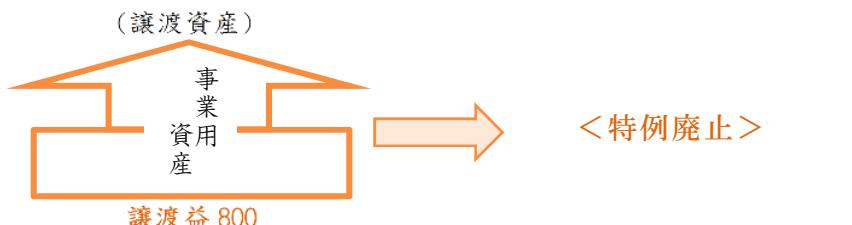
【平成26年12月31日まで】

本来、譲渡益800に課税されると
ころ、圧縮損640を計上すること
により、差額160に課税されるこ
とになります。



【平成27年1月1日以降】

譲渡益800に課税され
ることになります。



3月の国会での法案成立で確定することになりますが、この特例を使う予定のある方は、お早めにご検討下さい。

一口メモ <税制改正の予定>個人が、平成26年4月1日以後に行うゴルフ会員権やリゾート会員権譲渡については、損益通算が廃止される予定です。含み損のある会員権を売却予定の方はお早めにご検討下さい。

(坂田)

広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。

徳島ラーメン 麺魂

麺魂上板スクエア店 徳島県板野郡上板町椎木龜ノ本 209-1 上板スクエア四号館

TEL 088-679-7780 営業時間 11:00 ~ 24:00

麺魂京都久世店 京都府京都市南区久世殿町448

TEL 075-874-6425 営業時間 11:00 ~ 24:00

チャーシュー丼セット

ラーメン+250円



そぼろ丼セット

ラーメン+350円



天津飯セット

ラーメン+350円



徳島ラーメンのトップブランド「麺王」から

新たなブランド「麺魂」が誕生！！

セットメニューが新登場！！さらに美味しく進化しました

皆様の御来店を心よりお待ちいたしております

麻婆丼セット

ラーメン+350円



ギョーザセット

ラーメン+350円



唐揚げセット

ラーメン+350円



ラーメン

600円

ラーメン大

700円

肉入り

800円

肉入り大

900円

チャーシュー麺

800円

チャーシュー麺大

900円

研修会のご案内

日 時 平成26年3月24日(月)午後より

場 所 徳島県立中央テクノスクール

詳しい内容につきましては、別途案内状をお送りいたします。

皆様のご参加を心よりお待ち申し上げております。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが
その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を
負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホーメーネットアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181